

岩手県告示第535号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成24年7月31日から同年8月20日まで岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。

平成24年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
- (2) 名称 岩手県

2 免許出願年月日 平成24年7月12日

3 埋立区域

- (1) 位置 岩手県大船渡市末崎町字赤土倉159番の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D. L. +1.51メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 赤土倉地区に設置されている公共基準点（北緯39度00分00秒7676、東経141度44分14秒6076）から1度43分13秒134.07メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から159度35分52秒77.70メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から140度55分27秒37.63メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から227度55分20秒1.47メートルの地点

- (3) 面積 498.03平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 岩手県大船渡市末崎町字赤土倉159番の地内並びに159番、160番及び字大浜478番3の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑱'の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①'の地点 赤土倉地区に設置されている公共基準点（北緯39度00分00秒7676、東経141度44分14秒6076）から86度25分35秒48.07メートルの地点
- ②'の地点 ①'の地点から304度02分39秒12.76メートルの地点
- ③'の地点 ②'の地点から310度44分07秒11.27メートルの地点
- ④'の地点 ③'の地点から315度35分05秒10.00メートルの地点
- ⑤'の地点 ④'の地点から321度01分50秒10.39メートルの地点
- ⑥'の地点 ⑤'の地点から326度57分56秒10.83メートルの地点
- ⑦'の地点 ⑥'の地点から331度30分27秒20.23メートルの地点
- ⑧'の地点 ⑦'の地点から336度08分52秒8.81メートルの地点
- ⑨'の地点 ⑧'の地点から339度42分42秒10.14メートルの地点
- ⑩'の地点 ⑨'の地点から342度11分00秒26.34メートルの地点
- ⑪'の地点 ⑩'の地点から349度18分23秒7.64メートルの地点
- ⑫'の地点 ⑪'の地点から358度25分09秒7.09メートルの地点
- ⑬'の地点 ⑫'の地点から7度52分06秒20.93メートルの地点
- ⑭'の地点 ⑬'の地点から15度29分05秒21.84メートルの地点
- ⑮'の地点 ⑭'の地点から91度50分45秒23.87メートルの地点
- ⑯'の地点 ⑮'の地点から93度37分02秒47.08メートルの地点

⑰' の地点 ⑱' の地点から152度23分25秒102.51メートルの地点

⑱' の地点 ⑰' の地点から207度19分55秒50.10メートルの地点

⑲' の地点 ⑱' の地点から277度51分40秒36.68メートルの地点

(3) 面積 13,141.71平方メートル

5 埋立地の用途 ふ頭用地